

四日市市病院告示第1号

地方公営企業法第33条の2（昭和27年法律第292号）において準用される地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和8年3月31日

四日市市病院事業管理者 蜂須賀 丈博

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地
株式会社ゴールド美装社
四日市市生桑町1460-4
- 2 委託した公金事務に係る歳入等または歳出
市立四日市病院使用料及び手数料条例第2条に規定される普通駐車場使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月31日
- 4 公金事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（市立四日市病院事務局施設課）